

- (ロ) 小作料は分納することを得。
- (ハ) 地主の変更その他の事由により小作料の支拂場所が、従前よりも遠隔となり、又は連擧困難となりたる場合は、小作人はこれに依つて生ずる費用を小作料料より被除することを得。
- (ニ) 小作人が契約の有無に不拘、法令に依り小作料の品質、俵装、荷造りその他に關する制限を受けたるときは、小作人は之れが爲め増加した負擔額を小作料より被除することを得。
- (一) 小作料の支拂猶豫及減免
  - 小作人は左の場合小作料の減免又は支拂猶豫を請求することを得
    - (イ) 不作
    - (ロ) 農産物の價格低落
    - (ハ) 小作人又は家族の徵兵、災害又は傷害
    - (ニ) 法令による地租の免除又は支拂猶豫

三、作障料、費用の償還及び損害賠償

- (イ) 小作人は小作地返還に際し、その返還理由の何なるかに不拘、一定の作障料を請求することを得。作障料はその小作地につき先取特権を有す
- (ロ) 小作人が小作地につき公租公課その他地主の負擔に屬すべき必要費を支出したる時は、地主は直ちにその費用を小作人に償還すべし。
- (ハ) 小作人が小作地に容土灌漑排水工等の土地改良を爲し、またはその他の有益費を支出したる場合には地主はその費用を償還することを要す。
- (ニ) 小作地返還に際し小作人が、小作地に播種栽植したる作物、築造したる工作物その他の設備が現存するとき、小作人は地

主にその費用を請求することを得。

(ホ) 小作人は前二項の支拂を受くるまで、耕作を繼續することを得。

四、強制執行の制限

- (イ) 小作地の作物及び農産生活者必需品はこれを差押ふるを得ず。
- (ロ) 小作地に小作人の出入を禁止する趣旨の假處分はこれを許さず。

五、小作審判所

- (イ) 小作審判所は小作地、小作料の紛争に關し地主小作人の申請ありたるときこれを判定す。
- (ロ) 小作審判所は裁判官たる審判長及び選舉によりて選任された審判員を以て構成す。
- (ハ) 審判員の選舉、被選舉權は十八歳以上の農耕者男女に限る。

以上

【理由】

窮迫せる農民の現實の利害を守る上に於いても、且つ根本的な問題としての土地問題の解決による農民の解放の上に於いても、耕作權の強化、耕作權の物權化が不可欠的要求である。この耕作權の強化、物權化が完全小作法制定の要旨である。實行方法省略

第十一講案

地方議會對策の件

一、地方議會の本質

中央執行委員會提出